# 令和元年第20回(9月) 上越市選挙管理委員会定例会

- 1 日 時 令和元年9月2日(月)午前9時
- 2 場 所 上越市役所 木田第1庁舎3階302会議室
- 3 付議事項
  - 議案第76号 選挙人名簿の抹消について
  - 議案第77号 選挙人名簿の登録について
  - 議案第78号 各種請求を行うに必要な連署者数について
  - 議案第79号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について
  - 議案第80号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について
  - 議案第81号 市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について
- 4 協議事項
  - 協議1 上越市公職選挙法等執行規程の一部改正について
  - 協議2 期日前投票所の開設時間の見直しについて
  - 協議3 令和元年度明るい選挙啓発ポスター及び標語の審査等について
  - 協議4 上越市職員労働組合からの要請に対する回答について
- 5 報告事項
  - 報告1 専決処分した内容について
- 6 その他
  - (1) 次回以降の選挙管理委員会開催等について

平成30年度明るい選挙啓発標語コンクール 佳作

「投票しよう! その意思表示が 未来をつくる!」 直江津南小学校5年 大島 月華 さん

# 議案第76号 選挙人名簿の抹消について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により、次のとおり同条第1号の 死亡者並びに同条第2号の転出者等を選挙人名簿から抹消する。

令和元年9月1日現在(単位:人)

区	分		男	女	計
令和元年8月1日	死亡者数	A	101	84	185
から 令和元年8月31日	転出者数	В	345	266	611
の間の	職権消除者数	С	0	0	0
抹 消 者 数 (A+B+C)		D	446	350	796

# 議案第77号 選挙人名簿の登録について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第19条第2項及び第22条第1項の規定により、 次のとおり選挙人名簿の登録を行う。

令和元年9月1日現在(単位:人)

	14 1575	1十3万1日501	<u> </u>
区分	男	女	計
前回定時登録日(令和元年6月1日) 現在の名簿登録者数 A	79, 023	83, 626	162, 649
A欄定時登録にかかる補正登録者数 B	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 選挙時登録における新規登録者数 C	624	457	1, 081
C欄選挙時登録にかかる補正登録者数 D	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 抹消者数 E	1, 434	1, 278	2, 712
今回定時登録における新規登録者数 F	479	389	868
差引登録者数 (A+B+C+D-E+F) G	78, 692	83, 194	161, 886

## 議案第78号 各種請求を行うに必要な連署者数について

令和元年9月1日現在の定時登録における選挙人名簿登録者数が確定したことにより、地方自治法(昭和22年法律第67号)等に規定する各種請求を行うに必要な連署者数を次のとおりとする。

1	選挙人名簿登録者数		161,886 人
2	選挙権を有する者の総数	50 分の 1 の数	3,238 人
3	選挙権を有する者の総数	6分の1の数	26, 981 人
4	選挙権を有する者の総数	3分の1の数	53,962 人

(9月2日告示予定)

# <参考>

請求別	根 拠 条 文	連署者数
条例の制定又は改廃請求	地方自治法第74条第1項	50分の1
監査請求	地方自治法第 75 条第 1 項	IJ
合併協議会設置の請求	市町村の合併の特例に関する法律 (平成 16 年法律第 59 号) 第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項	IJ
合併協議会設置否決市町村に対す る合併協議会設置についての投票 請求	市町村の合併の特例に関する法律 第4条第11項及び第5条第15項	6分の1
議会の解散請求	地方自治法第 76 条第 1 項	3分の1
議員の解職請求	地方自治法第80条第1項	IJ
首長の解職請求	地方自治法第81条第1項	<i>)</i> /
副市長等の解職請求(副市長、選管 委員、監査委員)	地方自治法第 86 条第 1 項	"
教育長又は教育委員の解職請求	地方教育行政の組織及び運営に関 する法律(昭和31年法律第162号) 第8条第1項	IJ

## 議案第79号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について

上越市市民投票条例施行規則(平成21年規則第11号)第4条の規定により、次のとおり同条第1号の死亡者、同条第2号の国籍喪失者及び永住外国人資格喪失者、同条第3号の転出者、同条第4号の登録されるべきでなかった者を投票資格者名簿から抹消する。

令和元年9月1日現在(単位:人)

区	分	男	女	計
	死亡者数 A	290 (0)	292 (0)	582 (0)
	国籍喪失者数 B	0	0	0
令和元年6月1日 から 令和元年8月31日 の間の	永住外国人 資格喪失者数 C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
v у [в] v у	転出者数 D	1, 135 (1)	986 (2)	2, 121 (3)
	職権消除者数 E	1 (0)	1 (0)	2 (0)
抹消者数 (A+B+C+D+E)		1, 426 (1)	1, 279 (2)	2, 705 (3)

注:表中「男」「女」「計」の()の数字は、内書きで永住外国人の人数

# 議案第80号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について

上越市市民投票条例(平成21年条例第5号)第7条第1項の規定により、次のとおり 投票資格者名簿の登録を行う。

令和元年9月1日現在(単位:人)

			工 (十匹・//)
区分	男	女	計
前回の登録日(令和元年6月1日) 現在の名簿登録者数 A	79, 126 (103)	84, 034 (408)	163, 160 (511)
前回登録日から今回までの間の抹消者数 B	1, 426 (1)	1, 279 (2)	2, 705 (3)
前回登録日から今回までの間の 補正登録者、職権回復者数 C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
今回の新規登録者数 D	1, 095 (1)	846 (1)	1, 941 (2)
令和元年9月1日現在の名簿登録者数 (A-B+C+D) E	78, 795 (103)	83, 601 (407)	162, 396 (510)

注:表中「男」「女」「計」の()の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第81号 市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について

令和元年9月1日現在の上越市市民投票条例(平成21年条例第5号)第7条第1項の 規定による投票資格者名簿登録者数が確定したことにより、上越市自治基本条例(平成20 年条例第3号)第38条第2項及び第7項に規定する市民投票の実施を請求するに必要な 連署者数を次のとおりとする。

1 投票資格者名簿登録者数162,396 人2 投票資格を有する者の総数 50 分の1の数3,248 人3 投票資格を有する者の総数 4分の1の数40,599 人

(9月2日告示予定)

## <参考>

請求別	根 拠 条 文	連署者数
市長に対して市民投票の実施を 請求することができる総数	上越市自治基本条例第39条第2項	50分の1
市長が速やかに市民投票を実施 しなければならない総数	上越市自治基本条例第39条第7項	4分の1

## 協議1 上越市公職選挙法等執行規程の一部改正について

上越市公職選挙法等執行規程(平成4年上越市選挙管理委員会規程第1号)の一部改 正について、次のとおり事務を進めてよいか協議する。

## 1 改正理由

公職選挙法の一部改正を受け、選挙公報の掲載文を電磁的記録による提出を可能と し、事務の合理化と各世帯配布の早期化を図るの。

## 2 改正内容

選挙管理委員会に紙媒体での提出が必要な選挙公報の掲載文の電磁的記録による提 出を可能とする。

# 3 施行期日 公布の日

## 4 上越市公職選挙法執行規程改正案 新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

1 上巡市召请及于囚办门外任务业术 初节	
改正案	改正前
目次	目次
第1章~第8章 (略)	第1章~第8章(略)
第9章 選挙公報	第9章 選挙公報
(選挙公報の印刷)	(選挙公報の印刷)
第25条 第1項 削除	第25条 上越市議会議員及び上越市長の選挙
	公報発行に関する条例(昭和 54 年上越市条
	例第40号。以下この章において「選挙公報発行
	条例」という。)の規定により発行する選挙公報
	は、写真製版により黒色で印刷するものとす
	<u>5.</u>
2 上越市議会議員及び上越市長の選挙公報発	2
行に関する条例(昭和 54 年上越市条例第 40	
号。以下この章において「選挙公報発行条	
例」という。)の規定により発行する選挙公	
報の余白には啓発、棄権防止のため選挙に関	報の余白には、啓発、棄権防止のため選挙に関
する標語等を掲載することができる。	する標語等を掲載することができる。
(掲載文の申請)	(掲載文の申請)
第26条 候補者が選挙公報発行条例第3条の	第 26 条 候補者が選挙公報発行条例第 3 条の
規定による申請をしようとするときは、第	規定による申請をしようとするときは、第
17 号様式の申請書に委員会が交付する第 18	17 号様式の申請書に委員会が交付する第 18
号様式の用紙 <u>(委員会が提供する同様式の電磁</u>	号様式の用紙
的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知	

#### 改 īE 案

覚によって認知することのできない方式で作 られる記録であって、電子計算機による情報処 理の用に供されるものをいう。)を含む。)に記 載し、又は記録した掲載文を添えて、選挙期日 の告示の日の午前8時30分から午後5時まで の間に委員会に提出しなければならない。この 場合において、候補者が掲載文に添付すべき写 真は、当該選挙の期日前6月以内において無帽 かつ正面向きで上半身を撮影した白黒の手札 型とし、書面による掲載文を添付するときは、 当該写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記載 しなければならない。

### (掲載文の記載方法等)

第27条 掲載文は無彩色で記載し、又は記録

しなければならな 11

2 掲載文の氏名欄 には、候補者の氏名 (令第89条第5項において準用する令第88 条第8項の規定による選挙長の認定を受け た場合にあってはその通称)を縦書きで記 載し、又は記録しなければならない。この 場合においては、氏名のほか候補者の住 所、年齢、所属党派、主要経歴等を記載 <u>し、又は記録</u>することができる。

### (掲載文の使用文字等)

- 第28条 掲載文は、通常使用する文字、記号、符 号及びけい線並びに図、イラストレーション及 びこれらの類を使用して記載し、又は記録しな ければならない。ただし、2以上の文字等をも って他の文字等を表示するように記載し、又は 記録してはならない。
- 2 掲載文に図、イラストレーション及びこれら の類を記載し、又は記録しようとする場合にお いては、それらの部分に係る面積の合計面積 は、原稿用紙に掲載文を記載し、又は記録する ことができる面積のおおむね2分の1を超えて はならない。

### (掲載文の訂正)

第 29 条 委員会は、前 2 条の規定に違反した掲 │ 第 29 条 委員会は、前 2 条の規定に違反した掲

改 Œ 前

		) - ==

\_\_\_た掲載文を添えて、選挙期日 の告示の日の午前8時30分から午後5時まで の間に委員会に提出しなければならない。この 場合において、候補者が掲載文に添付すべき写 真は、当該選挙の期日前6月以内において無帽 かつ正面向きで上半身を撮影した白黒の手札

その裏面に氏名及び撮影年月日を記載 しなければならない。

### (掲載文の記載方法等)

- 第27条 掲載文は、活字、ペン又は毛筆を用 いて黒色の色素により記載しなければならな 1,
- 2 掲載文の氏名等記載欄には、候補者の氏名 (令第 89 条第 5 項において準用する令第 88 条第8項の規定による選挙長の認定を受け た場合にあってはその通称)を縦書きで記 載 しなければならない。この 場合においては、氏名のほか候補者の住 所、年齢、所属党派、主要経歴等を記載 \_\_\_\_することができる。

### (掲載文の使用文字等)

- 第28条 掲載文は、通常使用する文字、記号、符 号及びけい線並びに図、イラストレーション及 びこれらの類を使用して記載しな ければならない。ただし、2以上の文字等をも って他の文字等を表示するように記載
  - してはならない。
- 2 掲載文に図、イラストレーション及びこれら の類を記載 しようとする場合に おいては、それらの部分に係る面積の合計面積 は、原稿用紙に掲載文を記載 する ことができる面積のおおむね2分の1を超えて はならない。

### (掲載文の訂正)

### 改正案

載文の申請があったとき又は掲載文に<u>記載又は記録</u>された文字等が著しく小さいこと等により印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは、候補者に対し期限を付して当該部分の<u>記載又は記録</u>の訂正を求めることができる。

2 略

(掲載文の撤回又は修正)

第 30 条 候補者が既に提出した掲載文を撤回しようとするときは、第 19 号様式による申請書を、修正しようとするときは第 20 号様式の申請書に新たに<u>記載し、又は記録</u>した掲載文を添えて、委員会に提出しなければならない。

2、3 略

第31条~第32条 略

### 改 正 前

載文の申請があったとき又は掲載文に<u>記載</u>

\_\_\_\_\_された文字等が著しく小さいこと等により印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは、候補者に対し期限を付して当該部分の<u>記載</u>の訂正を求めることができる。

2 略

(掲載文の撤回又は修正)

第 30 条 候補者が既に提出した掲載文を撤回しようとするときは、第 19 号様式による申請書を、修正しようとするときは第 20 号様式の申請書に新たに記載した掲載文を添えて、委員会に提出しなければならない。

2、3 略

第31条~第32条 略

協議2 期日前投票所の開設時間の見直しについて ※ 意思形成過程の内容のため非公開

協議3 令和元年度明るい選挙啓発ポスター及び標語の審査等について

上越市明るい選挙推進協議会と共催で募集中の明るい選挙啓発ポスター及び標語について、次のとおり同協議会と応募作品の審査等の実施を調整してよいか協議する。

- 1 審査日時 令和元年9月18日(水)午後2時30分から
- 2 会 場 直江津学びの交流館 イベントホール
- 3 内 容 明るい選挙啓発ポスター及び標語の応募作品審査
- 4 審査要領 別紙3のとおり
  - ※ 前年度からの主な変更点 (ポスター・標語共通)
    - 最高点作品の賞を変更

# 明推協会長賞 →選管委員長賞 ・次点作品の賞を変更 選管委員長賞 → 明推協会長賞

5 表彰式 合併前上越市会場での巡回展に合わせ、選挙管理委員及び明るい選挙推 進協議会委員が同席のもと開催する。開催時期は令和2年1月の予定(県 の優秀作品があった場合は、あわせて表彰する)

協議4 上越市職員労働組合からの要請に対する回答について ※ 意思形成過程の内容のため非公開

## 報告1 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程(平成24年上越市選挙管理委員会規程第2号)第2条第6号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程(昭和46年上越市選挙管理委員会規程第1号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。

# 1 告 示

告示番号	告示日	件名
75	△和二年○日 □	令和元年第20回(9月)上越市選挙管理委員会定例
13	令和元年8月 日	会の開催について